明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報
（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔政　令〕
○ギャンブル等依存症対策基本法の施行期日を定める政令（二八五）　一
○ギャンブル等依存症対策推進本部令（二八六）　一
○文部科学省組織令の一部を改正する政令（二八七）　二
○平成三十年八月二十日から九月五日までの間の暴風雨及び豪雨による新潟県岩船郡粟島浦村等の区域に係る災害についての激甚災害並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（二八八）　六
○平成三十年北海道胆振東部地震による災害についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（二八九）　七
○外国人観光旅客の旅行の容易化等の促進による国際観光の振興に関する法律の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令（二九〇）　七
〔告　示〕
○激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律施行令第二十四条の規定に基づき、平成三十年北海道胆振東部地震による激甚災害に関し定めた件（経済産業一九五）　七

本号で公布された法令のあらまし

◇ギャンブル等依存症対策基本法の施行期日を定める政令（政令第二八五号）（内閣官房）

ギャンブル等依存症対策基本法（平成三〇年法律第七四号）の施行期日は、平成三〇年一〇月五日とすることとした。

◇ギャンブル等依存症対策推進本部令（政令第二八六号）（内閣官房）

1　ギャンブル等依存症対策推進関係者会議

㈠　ギャンブル等依存症対策推進関係者会議（以下「関係者会議」という。）の委員の任期は、二年とすることとした。（第一条関係）

㈡　関係者会議に、会長を置き、委員の互選により選任することとした。（第二条関係）

㈢　関係者会議の議事について所要の規定を整備することとした。（第三条関係）

2　ギャンブル等依存症対策推進本部の運営

この政令に定めるもののほか、ギャンブル等依存症対策推進本部の運営に関し必要な事項は、ギャンブル等依存症対策推進本部長がギャンブル等依存症対策推進本部に諮って定めることとした。（第四条関係）

3　この政令は、ギャンブル等依存症対策基本法（平成三〇年法律第七四号）の施行の日（平成三〇年一〇月五日）から施行することとした。

◇文部科学省組織令の一部を改正する政令（政令第二八七号）（文部科学省）

1　生涯学習政策局を総合教育政策局に、文教施設企画部を文教施設企画・防災部に改組することとした。（第二条関係）

2　総合教育政策局に政策課、教育改革・国際課、調査企画課、教育人材政策課、生涯学習推進課、地域学習推進課、男女共同参画共生社会学習・安全課を置き、それぞれの所掌事務を定めることとした。（第四条及び第二四条～第三一条関係）

3　初等中等教育局の所掌事務を再編し、同局に新たに情報教育・外国語教育課を置くこととした。（第五条、第三二条～第三九条、第四二条及び第四三条関係）

4　この政令は、平成三〇年一〇月一六日から施行することとした。

◇平成三十年八月二十日から九月五日までの間の暴風雨及び豪雨による新潟県岩船郡粟島浦村等の区域に係る災害についての激甚災害並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（政令第二八八号）（内閣府本府）

1　平成三〇年八月二〇日から九月五日までの間の暴風雨及び豪雨による新潟県岩船郡粟島浦村等の区域に係る災害を激甚災害として指定することとした。

2　当該激甚災害に対し、次に掲げる措置を適用することとした。

㈠　公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助

㈡　農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置

㈢　農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例

㈣　小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等

3　この政令は、公布の日から施行することとした。

◇平成三十年北海道胆振東部地震による災害についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（政令第二八九号）（内閣府本府）

1　平成三〇年北海道胆振東部地震による災害を激甚災害として指定することとした。

2　当該激甚災害に対し、次に掲げる措置を適用することとした。

㈠　公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助

㈡　農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置

㈢　農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例

㈣　公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助

㈤　私立学校施設災害復旧事業に対する補助

㈥　市町村が施行する感染症予防事業に関する負担の特例

㈦　母子及び父子並びに寡婦福祉法による国の貸付けの特例

㈧　小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等

㈨　北海道勇払郡厚真町、安平町及びむかわ町の区域に係る激甚災害について中小企業信用保険法による災害関係保証の特例

3　この政令は、公布の日から施行することとした。

◇外国人観光旅客の旅行の容易化等の促進による国際観光の振興に関する法律の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令（政令第二九〇号）（国土交通省）

外国人観光旅客の旅行の容易化等の促進による国際観光の振興に関する法律の一部を改正する法律（平成三〇年法律第一五号）附則第一条ただし書に規定する規定の施行期日は、平成三〇年一〇月一七日とすることとした。